

## <酒類の地理的表示>

執筆：篠田賛治

(1) 平成27年12月14日付で特許庁商標課は「指定商品・指定役務の表示中に「日本酒」を含む商標登録出願の審査における取扱いについて」を公表しました。そこでは、『国税庁長官による「日本酒」の地理的表示の指定日（年内を予定）以降は、指定商品又は指定役務の表示中に「日本酒」の文字が用いられている場合（商標登録出願中のものを含む。）は、商標法第6条第1項の要件を具備しないものとして、拒絶の理由を通知します。』とされ、このような拒絶の理由については、「日本酒」の表示を「清酒」「みりん」のような具体的商品に補正することで、当該拒絶の理由を解消することができますと記載されています。つまり、現在では、「日本酒」を指定商品として商標登録出願の願書に記載することができなくなっています。そもそも『国税庁長官による「日本酒」の地理的表示の指定』とは何でしょう？今回は、「農林水産物等の地理的表示」と比較して認知度が低い「酒類の地理的表示」について触れます。

(2) 地理的表示（Geographical Indication：GI）は、TRIPS協定において次のように定義されている知的財産権の一種です。

『この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。』

世界的に有名な地理的表示としては「パルマハム（プロシュット・ディ・パルマ）」があります。パルマハムは、チーズをつくる際に出る副産物を餌とする家畜から作られるイタリア北部産のハム（生ハム）であり、産地保証による品質管理のため、この名称を使用するためには、大変厳しい条件があるそうです。国内生産品の地理的表示を保護する制度としては、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）が制定されています（平成26年6月25日法律第84号）。登録例としては、「あおりカシス」「神戸ビーフ」「夕張メロン」「三輪素麺」等があります。登録生産者団体以外の者が他地域産のカシスに「あおりカシス」の表示を付けて販売した場合等には、農林水産省による取り締まりが行われることとなります。法律名に「特定農林水産物等の名称」とあるように、この法律の保護対象は農林水産物又はその加工品であり、管轄は農林水産省です。平成29年9月15日に農林水産省は、「パルマハム」について海外食品として初めてGI登録しています。

一方、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」ほど世間には知られていませんが、酒類についても地理的表示を保護するための制度が我が国にもあります。酒類の地理的表示については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号）に規定されています。つまり、酒類については農林水産物等と異なり、以前から存在していた法律に地理的表示に関する規定が追加され、地理的表示に関する保護がなされることになっています。酒類の地理的表示は、国税庁長官が指定した地理的表示について保護されることになっています。酒類は、農林水産物や工業生産品と異なり、製造・販売も免許制であり、商品には「酒税」という特別の税金もかかることもあり、国税庁（財務省）の管轄となっており、地理的表示の保護については国税庁長官が指定しています。

(3) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の6第1項の規定に基づき、酒類の地理的表示に関する表示基準が定められています。そこでは、酒類の地理的表示が以下のように定義されています。

**「地理的表示」とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性（以下「酒類の特性」という。）が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易**

機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、次に掲げるものをいう。

イ 国税庁長官が指定するもの

ロ 日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護されるもの

「イ」に該当する地理的表示としては、現在以下の地理的表示が国税庁長官によって指定されています。名称だけでなく、品質についても一定の基準が定められています。

名称	産地の範囲	種類区分
壱岐	長崎県壱岐市	蒸留酒
球磨	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒
琉球	沖縄県	蒸留酒
薩摩	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く)	蒸留酒
白山	石川県白山市	清酒
山梨	山梨県	ぶどう種
日本酒	日本国	清酒
山形	山形県	清酒

例えば、「壱岐」については、

『米こうじ及び長崎県壱岐市の地下水(以下この欄において「壱岐の地下水」という。)を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壱岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「壱岐」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。

品目 単式蒸留焼酎』

という生産基準が設けられており、上記以外の生産基準から外れた生産方法によって生産された「焼酎(蒸留酒)」は、たとえ長崎県壱岐市内で生産されていても「壱岐」という表示を付すことは認められません。もし、不正な表示を付した焼酎を製造・販売していた場合、国税庁の改善命令に従わなければ、最終的には酒類の製造業及び販売業の免許を取り消されることとなります。無免許で酒類を製造したり、販売したりした場合には、摘発されればほぼ確実に刑事罰を受けることになるでしょうから、不正な表示に対する取り締まり及び罰則の効果は、農林水産省管轄の特定農産品等の地理的表示よりも非常に強力であるといえます(酒の密造・密売容疑で逮捕されれば、無罪や不起訴はまずありえない)。

(4) 上記地理的表示のうち、「日本酒」以外は、特定地域の地名が産地名称となっています。例えば、関西の醸造メーカーが生産した蒸留酒に「琉球」と表示されていれば、一般人が考えても「それはインチキだ!」と理解できるでしょう。東京で生産されたワインに「山梨」と表示されていても、消費者は「偽の山梨県産ワインだ!」と感じるでしょう。そういう意味では、国内生産品である酒類については、「日本酒」以外の地理的表示を保護する必要性は、消費者にも理解されやすいといえるでしょう(産地偽装については、不正競争防止法違反や詐欺罪として扱われる場合もあります)。

しかし、「日本酒」は、「日本」という国名が生産地を表すとされています。国税庁のホームページを見ますと地理的表示「日本酒」を使用するためには、次の事項を満たしている必要があるとされています。

(1) 原料

酒税法第3条第7号に規定する「清酒」の原料を用いたものであること。

ただし、米及び米こうじに国内産米のみを用いたものであること。

(2) 製法

酒税法第3条第7号に規定する「清酒」の製造方法により、日本国内において製造されたものであること。

つまり、「清酒」のうち、原料として国産米のみを使用し、かつ、日本国内で製造され

たものだけが「日本酒」と表示できることになっています。国税庁の資料によりますと、「日本酒」を地理的表示として指定した効果として、

1. 外国産の米を使用した清酒や日本以外で製造された清酒が国内市場に流通したとしても、「日本酒」とは表示できないため、消費者にとって区別が容易になる。

2. 海外に対して、「日本酒」が高品質で信頼できる日本の酒類であることをアピールできる。

3. 海外においても、地理的表示「日本酒」が保護されるよう国際交渉を通じて各国に働きかけることにより、「日本酒」と日本以外で製造された清酒との差別化が図られ、「日本酒」のブランド価値向上を図ることができる。

とし、『「日本酒」の国内での需要振興や海外への輸出促進に大きく貢献』できるとしています。

国内の清酒メーカーは、清酒を海外においてもPRするために、海外に清酒工場を有し、外国産米を原料とした清酒を「日本酒」として販売してきました。しかし、現在では、海外産又は外国産米を原料とする清酒は「日本酒 (Japanese SAKE)」とは表示できません。そのような清酒を国内に輸入する場合には、「日本酒」ではなく「清酒」と表示しなければなりません。外国で販売される場合であっても、「日本酒」は”Japanese SAKE”、それ以外の「清酒」は”SAKE”と表示されることとなります。

日本から国産清酒を輸出する場合には、国税庁が謳っているように「日本酒＝日本産の清酒」としてその品質等をPRすることも可能かと思いますが、国語辞典を見ても、「日本酒」は「清酒」の別名であり、例えば、「ウイスキー」「ブランデー」と同様に、酒の種類を意味する普通名称でした。それを原料米及び生産地によって「日本酒」と「清酒」に区別することには少々無理があると感じます。「スコッチウイスキー」「アイリッシュウイスキー」であれば、それぞれ「スコットランド産ウイスキー」「アイルランド産ウイスキー」を意味するので、それぞれの地域以外を産地とするウイスキーは、当然「スコッチウイスキー」「アイリッシュウイスキー」と表示されるべきではありません。生産地を偽った表示といえるためです。しかし、「日本酒」は本来「ウイスキー」と同じく酒の一種類を意味しており、「日本国産の清酒」という意味はなく、「日本国産」という特定の産地を意味してはいませんでした。現実、大半の国内消費者は「日本酒」と「清酒」を同じ意味に捉えているでしょう。それに、「日本酒」が「清酒」よりも高品質であるとも（もちろん、ブランド、味、価格にもよるでしょうが）捉えていないでしょう。また、外国の消費者も“Japanese SAKE”と”SAKE”とを明確に区別してはいないと思います。

そもそも、「日本酒」と日本以外で製造された「清酒」に品質に大きな相違があるのでしょうか？少なくとも、国内メーカーの海外工場の醸造技術は国内工場と同じでしょうし、米国カリフォルニア州には良好なカリフォルニア産ジャポニカ米とロッキー山脈からの雪解け水を原料とした清酒は、米国でも人気があります。そうした「外国産清酒」は、国産の「日本酒」と同等の品質を有しているでしょうから、わざわざ「カリフォルニア産清酒は日本酒ではない！」とすることが「日本酒のブランド価値向上に繋がる」といえるのでしょうか？「日本酒」の「日本」と、「スコッチウイスキー」の「スコッチ」を生産地として同じレベルで取り扱うことには、無理があると感じられます。「スコッチウイスキー」は「産地（スコットランド）＋酒の種類（ウイスキー）」ですが、日本酒は「日本＋酒」ではなく「日本酒」で酒の種類を示す一つの単語ではないのでしょうか？

酒の地理的表示「日本酒」については、私には、単に消費者を混乱させるだけで日本酒（清酒）を海外でPRすることには繋がらないようにも思えますが、皆さんはどう思われますか？

ちなみに、「ワイン」の表示については、

- ①日本ワイン：国産ブドウのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒
- ②国内製造ワイン：日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒及び甘味果実酒
- ③輸入ワイン：海外から輸入された果実酒及び甘味果実酒

という表示基準の区分があります（平成27年国税庁告示第18号）。①についてはブドウ産地やその品種等の表示が可能ですが、②については表ラベルに「濃縮果汁使用」「輸入

ワイン使用」等の表示が義務付けられ、地名やブドウの品種等の表示ができないことになっています。

「日本ワイン」は、「日本酒」と同様の定義がなされていますが、こちらは「日本+ワイン（酒の種類）」であり、「日本+酒（アルコール飲料全般を広く意味する）」の日本酒とは異なります。ワインも酒の一種ですから、地理的表示「日本酒」にはやっぱり無理があるといえるのではないのでしょうか？

（５）一方、「ロ」に該当する地理的表示としては、現在以下の地理的表示が国税庁長官によって指定されています。

名称	産地の範囲	種類区分
テキーラ／tequila	メキシコ合衆国	蒸留酒
メスカル／Mezcal	メキシコ合衆国	蒸留酒
ソトール／Sotol	メキシコ合衆国	蒸留酒
バカノラ／Bacanora	メキシコ合衆国	蒸留酒
チャランダ／Charanda	メキシコ合衆国	蒸留酒
チリ産ピスコ／Pisco Chileno	チリ共和国	蒸留酒
ピスコ・ペルー／Pisco Peru	ペルー共和国	蒸留酒

テキーラはカクテルのベース酒としてもよく利用されるので有名ですが、それ以外の酒は日本国内で知名度が高いとはいえません。チャランダはサトウキビを原料とするラム酒です。チリとペルーとはピスコの定義について争いがあるようですが、ピスコは、一般的にはペルー原産のブドウ果汁を原料とした蒸留酒です。それ以外のテキーラ等は、竜舌蘭（Agave, アガベ）を原料とする蒸留酒です。

テキーラは、メキシコのハリスコ州、グアダラハラ市近郊のテキーラという地域に1700年代から作られている地酒であり、「シャンパン」や「コニャック」（フランスのコニャック周辺で産出されるブランデー）と同じように、原産地呼称が世界で認められています。日本酒の原料である米と異なり、竜舌蘭が栽培されている地域は限られており、メキシコ以外の国で竜舌蘭を原料とする蒸留酒が大規模に製造されていることはなさそうですが、メキシコ産以外の竜舌蘭を原料とする蒸留酒は、「テキーラ」と表示することができません。清酒のように外国でも積極的に製造することはなかったでしょうから、「テキーラ」がメキシコ産に限定されても、少なくとも日本国内では影響は小さいでしょう。

なお、ハリスコ州政府の機関「CRT(Consejo Regulador del Tequila)」が厳重にテキーラの製造を管理しており、CRTの規則に合ったもののみが「テキーラ」と呼ばれるそうです。CRTの規則は、概ね以下のようなものです（引用：日本テキーラ協会HP）。

・ハリスコ州、グアナフアート州、タマウリパス州、ナヤリ州、ミチョアカン州で生育されたブルーアガヴェを使用すること。

- ・テキーラ村とその周辺で蒸留されたものであること。
- ・原料は「アガヴェ・アスール・テキラナ・ウェーパー」を51%以上使用すること。
- ・最低2回蒸留すること
- ・メチルアルコールは3mg/ml以下であること
- ・最終アルコール度数は35～55%の間であること
- ・メローイングは1%以下であること
- ・フーゼル油が規定量以下であること

日EU・EPA交渉の合意を受けて「ロ」に該当する地理的表示として多数の地理的名称が新たに保護される予定となっています。例えば、「シャンパーニュ」「ボジョレー」「スコッチ・ウイスキー」等です。詳しくは、

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000161548>

（別添の一覧表）をご覧ください。

## 「日EU・EPA交渉を通じた地理的表示の保護」一覧

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	Inländerrum	オーストリア共和国	蒸留酒	インレンダーム
2	Jägertee/Jagertee/Jagatee	オーストリア共和国	その他の酒類	イエーガーター/ヤーガーター/ヤーガター
3	Тракийска низина	ブルガリア共和国	ぶどう酒	トラキイスカ・ニズィナ
4	Дунавска равнина	ブルガリア共和国	ぶどう酒	ドゥナフスカ・ラヴニナ
5	Zιβανία/Τζιβανία/Zιβάνα/Zivania	キプロス共和国	蒸留酒	ジヴァニア/ジヴァニア/ジヴァナ/ジヴァニア
6	Κομμανδαρία	キプロス共和国	ぶどう酒	クマンダリア
7	Budějovické pivo	チェコ共和国	その他の酒類	ブジェヨヴィツケー・ピヴォ
8	Budějovický měšťanský var	チェコ共和国	その他の酒類	ブジェヨヴィツキー・ムニェシュチャンスキー・ヴァル
9	České pivo	チェコ共和国	その他の酒類	チェスキー・ピヴォ
10	Českobudějovické pivo	チェコ共和国	その他の酒類	チェスコブジェヨヴィツケー・ピヴォ
11	Bayerisches Bier	ドイツ連邦共和国	その他の酒類	バイエリッシェス・ビア
12	Münchener Bier	ドイツ連邦共和国	その他の酒類	ミュンヘナー・ビア
13	Korn/Kornbrand	ドイツ連邦共和国・オーストリア共和国・ベルギー王国	蒸留酒	コルン/コルンブランド
14	Franken	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	フランケン
15	Mittelrhein	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	ミッテルライン
16	Mosel	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	モーゼル
17	Rheingau	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	ラインガウ
18	Rheinhessen	ドイツ連邦共和国	ぶどう酒	ラインヘッセン
19	Brandy de Jerez	スペイン	蒸留酒	ブランディ・デ・ヘレス
20	Pacharán navarro	スペイン	その他の酒類	パチャラン・ナバーロ
21	Alicante	スペイン	ぶどう酒	アリカンテ
22	Bierzo	スペイン	ぶどう酒	ビエルソ
23	Cataluña	スペイン	ぶどう酒	カタルーニャ
24	Cava	スペイン	ぶどう酒	カバ
25	Empordà	スペイン	ぶどう酒	エンポルダー
26	Jerez/Xérès/Sherry	スペイン	ぶどう酒	ヘレス/シェレス/シェリー

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
27	Jumilla	スペイン	ぶどう酒	フミージャ
28	La Mancha	スペイン	ぶどう酒	ラ・マンチャ
29	Málaga	スペイン	ぶどう酒	マラガ
30	Manzanilla-Sanlúcar de Barrameda	スペイン	ぶどう酒	マンサニージャ・サンルーカル・デ・バラ メーダ
31	Navarra	スペイン	ぶどう酒	ナバーラ
32	Penedès	スペイン	ぶどう酒	ペネデス
33	Priorat	スペイン	ぶどう酒	プリウラット
34	Rías Baixas	スペイン	ぶどう酒	リアス・バイシャス
35	Ribera del Duero	スペイン	ぶどう酒	リベラ・デル・ドウエロ
36	Rioja	スペイン	ぶどう酒	リオハ
37	Rueda	スペイン	ぶどう酒	ルエダ
38	Somontano	スペイン	ぶどう酒	ソモンターノ
39	Toro	スペイン	ぶどう酒	トロ
40	Utiel-Requena	スペイン	ぶどう酒	ウティエル・レケーナ
41	Valdepeñas	スペイン	ぶどう酒	バルデペーニャス
42	Valencia	スペイン	ぶどう酒	バレンシア
43	<u>Suomalainen Marjalikööri</u> / <u>Suomalainen Hedelmälikööri</u> / <u>Finsk Bärlikör</u> / <u>Finsk Fruktlikör</u> / <u>Finnish berry liqueur</u> / <u>Finnish fruit liqueur</u>	フィンランド共和国	その他の酒類	スオマライネン・マルヤリコーリ/ スオマライネン・ヘデルマリコーリ/ フィンスク・バルリコール/ フィンスク・フルクトリコール/ フィンニッシュ・ベリー・リキュール/ フィンニッシュ・フルーツ・リキュール
44	<u>Suomalainen Vodka</u> / <u>Finsk Vodka</u> / Vodka of <u>Finland</u>	フィンランド共和国	蒸留酒・その他の酒類	スオマライネン・ヴォトゥカ/ フィンスク・ヴォトゥカ/ ウオッカ・オブ・フィンランド
45	Armagnac	フランス共和国	蒸留酒	アルマニャック
46	Calvados	フランス共和国	蒸留酒	カルバドス
47	Cognac/ Eau-de-vie de <u>Cognac</u> / Eau-de-vie des <u>Charentes</u>	フランス共和国	蒸留酒	コニャック/ オドゥビィ・ドゥ・コニャック/ オドゥビィ・デ・シャラントウ
48	Rhum de la <u>Martinique</u>	フランス共和国	蒸留酒	ラム・ドゥ・ラ・マルティニック
49	Alsace/Vin d' <u>Alsace</u>	フランス共和国	ぶどう酒	アルザス/ヴァン・ダルザス
50	Beaujolais	フランス共和国	ぶどう酒	ボジョレー
51	Bergerac	フランス共和国	ぶどう酒	ベルジュラック

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
52	Bordeaux	フランス共和国	ぶどう酒	ボルドー
53	Bourgogne	フランス共和国	ぶどう酒	ブルゴーニュ
54	Chablis	フランス共和国	ぶどう酒	シャブリ
55	Champagne	フランス共和国	ぶどう酒	シャンパーニュ
56	Châteauneuf-du-Pape	フランス共和国	ぶどう酒	シャトーヌフ・デュ・パップ
57	Corbières	フランス共和国	ぶどう酒	コールビエール
58	Coteaux du Languedoc / Languedoc	フランス共和国	ぶどう酒	コート・デュ・ラングドック/ラングドック
59	Côtes de <u>Provence</u>	フランス共和国	ぶどう酒	コート・ドゥ・プロヴァンス
60	Côtes du <u>Rhône</u>	フランス共和国	ぶどう酒	コート・デュ・ローヌ
61	Côtes du <u>Roussillon</u>	フランス共和国	ぶどう酒	コート・デュ・ルシヨン
62	Graves	フランス共和国	ぶどう酒	グラーブ
63	Haut- <u>Médoc</u>	フランス共和国	ぶどう酒	オーメドック
64	Margaux	フランス共和国	ぶどう酒	マルゴー
65	Médoc	フランス共和国	ぶどう酒	メドック
66	Minervois	フランス共和国	ぶどう酒	ミネルヴォア
67	Pauillac	フランス共和国	ぶどう酒	ポイヤック
68	Pays d'Oc	フランス共和国	ぶどう酒	ペイドック
69	Pessac-Léognan	フランス共和国	ぶどう酒	ペサック・レオニャン
70	Pomerol	フランス共和国	ぶどう酒	ポムロール
71	Saint-Emilion	フランス共和国	ぶどう酒	サンテミリオン
72	Saint-Julien	フランス共和国	ぶどう酒	サンジュリアン
73	Sancerre	フランス共和国	ぶどう酒	サンセール
74	Saumur	フランス共和国	ぶどう酒	ソミュール
75	Sauternes	フランス共和国	ぶどう酒	ソーテルヌ
76	Val de Loire	フランス共和国	ぶどう酒	ヴァル・ドゥ・ロワール
77	Ρετσίνα Αττικής	ギリシャ共和国	ぶどう酒	レツィーナ・アティキス
78	Σάμος	ギリシャ共和国	ぶどう酒	サモス
79	<u>Békési</u> Szilvápálinka	ハンガリー	蒸留酒	ベーケーシ・シルヴァパーリンカ
80	<u>Gönci</u> Barackpálinka	ハンガリー	蒸留酒	ゲンツイ・バラツクパーリンカ

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
81	<u>Kecskeméti</u> Barackpálinka	ハンガリー	蒸留酒	ケチケメーティ・バラツクパーリンカ
82	<u>Szabolcsi</u> Almapálinka	ハンガリー	蒸留酒	サボルチ・アルマパーリンカ
83	<u>Szatmári</u> Szilvapálinka	ハンガリー	蒸留酒	サトマーリ・シルヴァパーリンカ
84	Törkölypálinka	ハンガリー	蒸留酒	トウルクウイパーリンカ
85	<u>Újfehértói</u> meggyepálinka	ハンガリー	蒸留酒	ウーイフェールトイー・メッジパーリンカ
86	Tokaj/Tokaji	ハンガリー	ぶどう酒	トカイ/トカイ
87	<u>Irish</u> Cream	アイルランド	その他の酒類	アイリッシュ・クリーム
88	<u>Irish</u> Whiskey/ Uisce Beatha <u>Eireannach</u> / <u>Irish</u> Whisky	アイルランド	蒸留酒	アイリッシュ・ウイスキー/ イシュケ・ババー・エールナック/ アイリッシュ・ウイスキー
89	Grappa	イタリア共和国	蒸留酒・その他の酒類	グラッパ
90	Asti	イタリア共和国	ぶどう酒	アスティ
91	Barbaresco	イタリア共和国	ぶどう酒	バルバレスコ
92	Bardolino	イタリア共和国	ぶどう酒	バルドリーノ
93	<u>Bardolino</u> Superiore	イタリア共和国	ぶどう酒	バルドリーノ・スペリオーレ
94	Barolo	イタリア共和国	ぶどう酒	バローロ
95	Bolgheri/Bolgheri Sassicaia	イタリア共和国	ぶどう酒	ボルゲリ/ボルゲリ・サッシカイア
96	Brachetto d'Acqui / Acqui	イタリア共和国	ぶどう酒	ブラケット・ダクイ/アクイ
97	Brunello di <u>Montalcino</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	ブルネッロ・ディ・モンタルチーノ
98	Campania	イタリア共和国	ぶどう酒	カンパーニア
99	Chianti	イタリア共和国	ぶどう酒	キアンティ
100	Chianti Classico	イタリア共和国	ぶどう酒	キアンティ・クラシコ
101	<u>Conegliano</u> - Prosecco/ <u>Conegliano Valdobbiadene</u> - Prosecco/ <u>Valdobbiadene</u> - Prosecco	イタリア共和国	ぶどう酒	コネリアーノ・プロセッコ/ コネリアーノ・ヴァルドビアデーネ・プロセッコ/ ヴァルドビアデーネ・プロセッコ
102	Dolcetto d' <u>Alba</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	ドルチェット・ダルバ
103	Franciacorta	イタリア共和国	ぶどう酒	フランチャコルタ
104	Lambrusco di <u>Sorbara</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	ランブルスコ・ディ・ソルバーラ
105	Lambrusco Grasparossa di <u>Castelvetro</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	ランブルスコ・グラスパロッサ・ディ・カステルヴェトロ

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
106	Marsala	イタリア共和国	ぶどう酒	マルサーラ
107	Montepulciano d' <u>Abruzzo</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	モンテプルチャーノ・ダブルッツォ
108	Prosecco	イタリア共和国	ぶどう酒	プロセッコ
109	Sicilia	イタリア共和国	ぶどう酒	シチリア
110	Soave	イタリア共和国	ぶどう酒	ソアーヴェ
111	Toscana/Toscano	イタリア共和国	ぶどう酒	トスカーナ/トスカーノ
112	Valpolicella	イタリア共和国	ぶどう酒	ヴァルポリチェッラ
113	Vernaccia di <u>San Gimignano</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	ヴェルナッチャ・ディ・サン・ジミニャーノ
114	Vino Nobile di <u>Montepulciano</u>	イタリア共和国	ぶどう酒	ヴィーノ・ノビレ・ディ・モンテプルチャーノ
115	Originali <u>lietuviška</u> degtinė/ Original <u>Lithuanian</u> vodka	リトアニア共和国	蒸留酒・その他の酒類	オリジナリ・リエトウヴィシュカ・デクティネ/ オリジナル・リトウアニアン・ヴォトカ
116	Genièvre/Jenever/Genever	オランダ王国・ベルギー王国・ドイツ連邦共和国・フランス共和国	蒸留酒・その他の酒類	ジェニエーヴル/ユネーフエル/ジュネフェル
117	<u>Polska</u> Wódka/ <u>Polish</u> vodka	ポーランド共和国	蒸留酒・その他の酒類	ポルスカ・ウトウカ/ポーリッシュ・ヴォトカ
118	Herbal vodka from the <u>North Podlasie Lowland</u> aromatised with an extract of bison grass/ Wódka ziołowa z <u>Niziny Północnopodlaskiej</u> aromatyzowana ekstraktem z trawy żubrowej	ポーランド共和国	蒸留酒・その他の酒類	ハーバル・ヴォトカ・フロム・ザ・ノース・ポドラスィエ・ロウランド・アロマタイズド・ウィズ・アン・エクストラクト・オブ・バイソン・グラス/ ヴトウカ・ジョウオーヴァ・ズ・ニジニ・プウノツノポダラスキエイ・アロマティゾヴァナ・エクストラクテム・ズ・トラヴィ・ジュプロヴェイ
119	Alentejo	ポルトガル共和国	ぶどう酒	アレンテージョ
120	Bairrada	ポルトガル共和国	ぶどう酒	バイラーダ
121	Dão	ポルトガル共和国	ぶどう酒	ダン
122	Douro	ポルトガル共和国	ぶどう酒	ドウロ
123	Lisboa	ポルトガル共和国	ぶどう酒	リスボア
124	Madeira	ポルトガル共和国	ぶどう酒	マデイラ
125	Oporto/ Port/ <u>Port</u> Wine/ Porto/ Portvin/ Portwein/ Portwijn/ vin du <u>Porto</u> / vinho do <u>Porto</u>	ポルトガル共和国	ぶどう酒	オーポルト/ポート/ポート・ワイン/ポルト/ポートヴィン/ポルトヴァイン/ポルトウェイ ン/ヴァン・デュ・ポルト/ヴィーニョ・ドゥ・ポルト

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
126	Tejo	ポルトガル共和国	ぶどう酒	テージョ
127	Vinho Verde	ポルトガル共和国	ぶどう酒	ヴィーニョ・ヴェルデ
128	Cotești	ルーマニア	ぶどう酒	コテシティ
129	Cotnari	ルーマニア	ぶどう酒	コトナリ
130	Dealul Mare	ルーマニア	ぶどう酒	デアール・マーレ
131	Murfatlar	ルーマニア	ぶどう酒	ムルファトラール
132	Odobești	ルーマニア	ぶどう酒	オドベシュティ
133	Panciu	ルーマニア	ぶどう酒	パンチウ
134	Recaș	ルーマニア	ぶどう酒	レカシュ
135	<u>Svensk</u> Vodka/ <u>Swedish</u> Vodka	スウェーデン王国	蒸留酒・その他の酒類	スヴェンスク・ヴォトカ/スウェディッシュ・ヴォトカ
136	Vipavska dolina	スロベニア共和国	ぶどう酒	ヴィパウスカ・ドリナ
137	Vinohradnicka oblast' Tokaj	スロバキア共和国	ぶどう酒	ヴィノフラドニーツカ・オブラスティ・トカイ
138	<u>Scotch</u> Whisky	英国	蒸留酒	スコッチ・ウイスキー
139	Ouzo/Oúzō	ギリシャ共和国・キプロス共和国	蒸留酒・その他の酒類	ウゾ/ウーゾ

(注)1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。)第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。また、複数の要素から構成される地理的表示の名称のうち、下線を付した部分のみが使用される場合も保護の対象となります。

(注)2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。

(注)3 本表で使用している記号について

「名称」及び「(参考)翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称がある場合にそれぞれの名称を区分するために使用しています。